



令和5年5月1日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

課長 井関 武彦

労働衛生専門官 宇都宮 衛

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施について

福井労働局(局長 田原 孝明)は、福井県内の過去10年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめるとともに、熱中症予防のため本年5月から9月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。そのポイントとしては、以下のとおりです。

【ポイント】(別添1参照)

福井県における平成25年から令和4年までの職場での熱中症による休業4日以上
の死傷者数は52人で、令和4年には死亡災害が発生しています。

労働災害の統計となる休業4日以上の死傷者数は熱中症については年間10人未満
ですが、休業4日未満を含めると令和2年75人、令和3年55人、令和4年93人と
多く発生している状況にあります。

月別発生状況では、7月と8月に集中し、5月でも発生しています。時間帯別発生
状況では、昼時のみならず午前中の早い時間帯でも発生しています。

これらを踏まえ、福井労働局では、早い段階から熱中症対策を講じる必要があると考
え、令和5年4月を準備期間、5月から9月までを実施期間とする「STOP！熱中症 ク
ールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図り
ます。

キャンペーン実施要綱については、県内の建設工事の発注機関、労働災害防止団体、
製造業、建設業、警備業の業界団体等に対し3月に周知を行いました(別添2参照)。

キャンペーン期間中、福井労働局、各労働基準監督署では、様々な機会を活用して、
職場における熱中症予防対策の推進について、事業場への啓発・指導を行います。

厚生労働省のホームページ「職場における熱中症予防対策」も併せて御参照ください。

過去 10 年間の職場での熱中症による労働災害の発生状況(福井県)
(平成 25 年から令和 4 年分)

1 熱中症による死傷者数の推移

過去 10 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上 of 休業者は、合計 52 人となっている。労働災害の統計となる休業 4 日以上 of 熱中症件数は毎年 10 人未満であるが、休業 4 日未満 of 件数を含めると多く発生している。

熱中症による労働災害の年別発生状況
(令和元年より休業 4 日未満 of 件数を含めたものを計上) (人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	合計
熱中症災害							128	75	55	93	351
うち休業 4日以上	3	3	3	3	3	9	9	8	2	9	52
うち死亡										1	1

熱中症により医療機関を受診したすべての死傷者数

熱中症災害のうち屋内での労働災害発生状況 (人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	合計
休業	3	3	3	3	3	9	9	8	2	9	52
うち屋内		1		2	2	5	2	6		3	21

52 人のうち、屋内での発生が 21 人 (約 4 割) を占めている。屋外だけでなく屋内においても熱中症災害が多く発生している。

また、令和 4 年に発生した死亡災害は屋内での発生である。

2 業種別発生状況

業種別の発生状況を見ると、建設業が最も多く発生し、次いで警備業、製造業となっている。

業種別発生状況 (人)

業種	建設業	警備業	製造業	農林業	清掃業	運送業	商業	接客娯楽業	その他	合計
休業4日 以上	19	10	7	5	3	2	3	1	2	52
うち死亡			1							1

3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

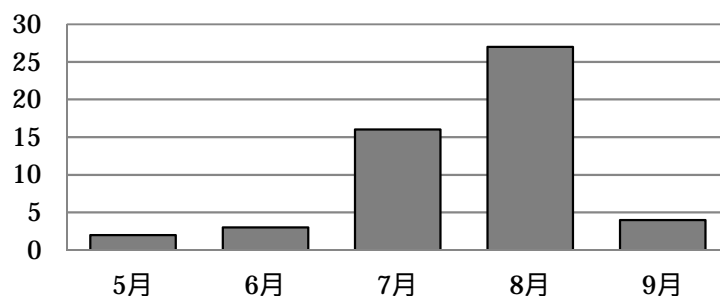
月別発生状況を見ると、7月と8月に集中して発生しており、全体の8割以上がこの期間に発生している。

なお、最高気温が35度を超えた日が7月は4日間、8月が7日間あった(気象庁データ)。

月別発生状況 (人)

月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
休業	2	3	16	27	4	52
合計	2	3	16	27	4	52

月別発生状況



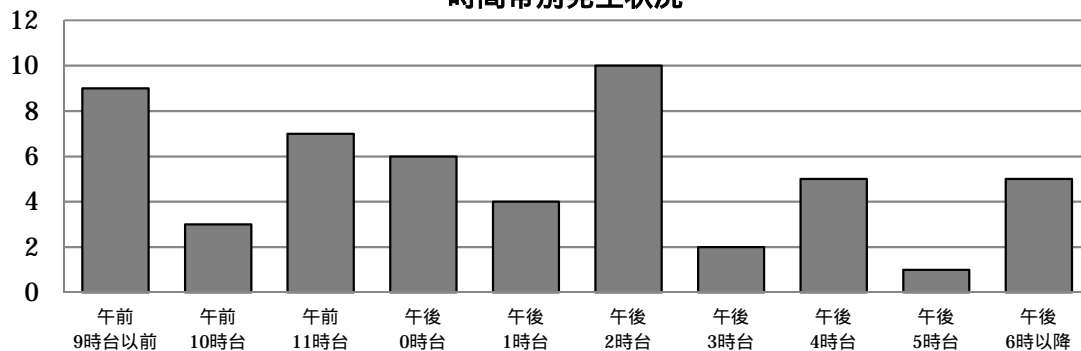
(2) 時間帯別発生状況

時間帯別で発生状況を見ると、昼時の時間帯のみならず、午前の早い時間帯でも発生しているものもある。

時間帯別発生状況 (人)

時間帯	午前9時台以前	午前10時台	午前11時台	午後0時台	午後1時台	午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時以降	合計
休業	9	3	7	6	4	10	2	5	1	5	52

時間帯別発生状況



4 W B G T 値 の区別発生割合（令和 4 年発生 93 人について。）

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、W B G T 測定器による測定や、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度等から算出します。下表は 1 日の最高気温との比較で分析したものです。

21 未満 (ほぼ安全)	21 以上 25 未 満(注意)	25 以上 28 未 満(警戒)	28 以上 31 未 満(嚴重警戒)	31 以上 (危険)	合計
4 人	7 人	11 人	44 人	27 人	93 人

測定等により算出した W B G T 値と W B G T 基準値を比較して、基準値を超える場合は、冷房を備えた休憩室の整備や作業時間の短縮、健康状態の確認等、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります（W B G T 基準値については、別添「令和 4 年「S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」を参考）。

熱中症災害の多くは、W B G T 値が W B G T 基準値を超えていたにもかかわらず、十分な熱中症対策を講じていなかったことにより、発生したことが考えられる。

5 熱中症の死亡災害

令和 4 年に熱中症による死亡災害が発生した。

福井県内では、平成 22 年を最期に熱中症による死亡災害は発生していなかった。

発生年月	時刻	業種	年齢	発生状況
平成 20 年 8 月	14 時頃	建設業	40 歳代	建物の解体工事現場において、解体材の仕分け作業を行っていたところ、被災者の手の震え、足元のふらつき症状があったため病院へ搬送された。
平成 20 年 8 月	15 時 30 分頃	建設業	60 歳代	宅地造成工事の 2 日目、朝から側溝の砂利の敷き均し作業を行っていたところ、午後 2 時頃に体調を崩したため自家用車の中で休憩していたが、被災者の姿が見えないことに気づき、現場付近を探したところ現場から 134m 離れた道路沿いの雑草の茂みの中に倒れている被災者が発見された。
平成 22 年 8 月	15 時 40 分頃	建設業	30 歳代	仮設足場上で土のう袋を運搬していたところ、突然倒れた。 なお、被災者は現場入場 3 日目（最初の 2 日間は研修）で、作業開始の初日であった。
令和 4 年 8 月	17 時頃	製造業	50 歳代	倉庫内において梱包作業を行っていたところ、気分が悪くなったため横になり休憩していたが、そのまま意識がなくなった。